

五、平和協定の履行の担保

平和協定は、協定国が協定に義務を負担する機会が多い。従つて協定国による協定の履行の担保が平和協定の重要問題の一つとなる。協定国が協定を履行する義務を負担する日本との平和協定が、協定上も実質上も協定国による協定の履行を担保する義務を負担する。それだけ協定国は日本の協定の履行の担保を負担する義務を負担する。取付けようとするものである。

協定の履行の担保については、二つの問題がある。第一は日本の協定の履行の担保である。第二は協定の無効又は失効に関する協定の担保である。

第一協定の履行の担保

平和協定によつて日本は非武装化や民主化等の義務を負担し、又、協定の履行が多額の協定を要する。これ等の協定が協定に実施されるため協定国は必ず協定方式を協定しようとするのである。

外務省

り。方式として協定されるところは、先例から見ても、
イ、軍艦の駐屯

協定の履行の担保として五軍艦の駐屯を協定することとは、多くの先例がある。協定国による協定の履行を協定し不協定の場合強制協定をとるに最も簡便な方法である。外國軍艦の駐屯を協定することとは平時國際法上異例である。対等の文明國間にかいてはわれわれは協定の協定のみ、この方式を協定し得るのであつて、且つ、その場合にも、駐屯軍艦の員数駐屯地域、駐屯期間を協定し、現在の軍艦占領下の暫い協定からみて、協定の目的と種類とを協定し、軍艦の協定、費用の負担、軍艦協定の特殊についても協定的に協定し得なければ特別取扱をつくつて、問題の発生を防止しなければならぬ。

ロ、連合國協定協定の設置

外務省

議合議代議者も亦て議決される議決委員会のよりたもの
 其議決の目的は議決執行を阻害せず、議決をせよと同時、其
 員会が日本の不利益を起さしめた事を以て議決執行を阻害す
 べとの是正措置をとり得る権利を行使する方式である。この
 方式は議決の議決と同時に議決される可議決が多ければとも
 ありおれば議決の方式として、議決執行の目的を阻害し
 ない。

議決執行は議決のすべての代議者をもって議決するの事
 以上、議決執行の代議者とするがよいか、議決執行に
 は各議の専門委員を起用せしむべきか等の問題がある。日
 本の議決を以て正に買物としてもえれば、議決執行委員八
 十六名の議決執行、日米議決、東京議決、(奉、英、ソ、文
 領)が議決の代議として議決執行を議決することとし、上つ
 議決執行の議決に依り議決を議決して買いたいものである。(一)

外務省

本邦の所屬支那委員の議決執行委員から十八月議決を以て
 其の任務は、議決の執行をせよ、議決の執行を阻害しない
 議決執行を代議して日米議決と買物し、議決の執行を議決
 議決執行するたため必要を以て、議決執行の議決を以て
 政府に與えるにあり。

外務省

Hōjō 21
22?

附

「日本の安全保障と平和協定の交渉に関する協約案」
に関する協約

平和協定の締結と同時に日本は「日本の安全保障及び軍事近代化に関する協約案」の締結するところを希望せしめられるべき地位ははたはた多い。この協約案は安全保障協定で日本の安全保障及び軍事近代化の協定の履行期を短縮せんとするものであるがその手見するところでは日本に対し重要な義務を負すものでありながら右協約のみを協定の主要部として取り、日本は右協約とされたい。恐らくこの協約は日本が平和協約で「日本は右協約（案）にかいて希望せられているところを希望する」という形で受諾せしめられるのであろう。つまり日本は協約の客体ではあつても協約の主体ではないという地位に置かれるのであろう。

これは日本の安全保障と得ない協約によつて日本の主権の削

外務省

削せられることを認めるものであつてその意味をいいては日本の主権の削減に付てこの協約に対し自衛責任状を出す結果となるものである。

日本の安全保障は特異国際連合への加入や、その他利害を共通にする國との地域的協定の締結にまたなければならぬのであらうが、そうしたことは平和協定の締結のすぐ後に期待することは出来ないのであるからそれを待つ間最少限度の措置としては出来得る限り日本の主権が削減せられることを防ぎ又その主権國家としての体面を保つ様に努力すべきだと思ふ。従つて日本としてはこの協約が締結する日本の義務はそのままとして（さうすれば米英露支四國は何等失うところはなく）右の義務の受諾と同時にこの協約は当事國となる様にフォーミュラを変更すること希望すべきだと思ふ。そしてその結果として予想せられる具体的利益は次の如きものである。

外務省

(4) 日本は自國の利益を以て、この條約の條文の解釋を、
 することを得る。たゞ、この條約の條文の解釋を、
 日本に有利とする解釋を、この條約の條文の解釋と
 して、これを採用して、これを解釋することを得る。
 る。

(5) 日本は自國の利益を以て、この條約の條文の解釋を、
 することを得る。たゞ、この條約の條文の解釋を、
 日本に有利とする解釋を、この條約の條文の解釋と
 して、これを採用して、これを解釋することを得る。
 る。

外
務
省

2. 國際委員會及大會議室設置
運送關係